

平成23年度 制度評価書

作成日 平成24年4月

制度・施策名称	健康安心イノベーションプログラム	
事業名称	福祉用具実用化開発推進事業	コード番号：P93012
担当推進部	バイオテクノロジー・医療技術部	

0. 事業概要

生活大国の実現、急速な高齢化の進展等を背景に、障がい者や高齢者にやさしい社会の実現のため、福祉用具開発への期待が高まっている。しかしながら、福祉用具開発は一般的に市場リスク・開発リスクが大きいいため、企業が単独で福祉用具の実用化開発を行うことは非常に困難であり、当該開発を促進するための支援が必要である。

そこで優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化開発を行う民間企業等に対して、広く公募を行い、助成事業者を選定し、福祉用具実用化開発費助成金を以下の条件で交付する。

個別事業への助成条件

助成期間	3年以内
助成額	1件あたりの助成額は全期間で3千万円以内
助成形態	助成率2/3以内
対象	福祉用具の実用化開発を行う民間企業等

平成22年度の予算額等

予算額	1. 1億円
応募件数及び採択件数 (平成22年度実績)	応募 75件 採択 12件

制度の実施期間 平成5年度～

本評価書では、上記の平成22年度までに実施された「福祉用具実用化開発推進事業」の制度を対象とする。

※【参考】平成23年度新規公募はイノベーション推進事業「課題解決型実用化開発助成事業」として以下のとおりで実施した。

個別事業への助成条件

助成期間	2年以内
助成額	1件あたりの助成額は全期間で3千万円以内
助成形態	助成率2/3以内
対象	福祉用具の実用化開発を行う民間企業等

平成23年度の予算額等

予算額	0. 9億円
応募件数及び採択件数 (平成23年度実績)	応募 30件 採択 11件

制度の実施期間 平成23年度

1. 位置付け・必要性（根拠、目的、目標）

（1）根拠（位置づけ）

高齢社会の急速な進展に伴い、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者や心身障がい者の自立を促進し、また、このような人たちの介護者の負担の軽減を実現する福祉用具の開発が強く求められている。このような背景のもと、平成5年に制定された福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（以下「福祉用具法」という。）に本助成事業が規定されている。

また、「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日 閣議決定）においても、目指すべき国の姿（3つの理念、目標5）の中で安心・安全で質の高い生活のできる国の実現へむけて、「生涯はつつ生活—子供から高齢者まで健康な日本を実現」と謳われており、この目的達成のための研究開発の1つとして、福祉用具の研究開発の重要性はますます増しているところである。

その後も、「新健康フロンティア戦略」（平成19年4月18日 新健康フロンティア戦略賢人会議）においては、障がい者の社会参加を容易にする技術や身体機能の補完・強化技術等の開発を行うことが述べられ、「イノベーション25」（平成19年6月1日 閣議決定）においては、高齢者・有病者・障がい者への先進的な在宅医療・介護の実現が謳われており、福祉用具の研究開発の必要性が明示されている。さらに本制度は、「イノベーションプログラム（6. 健康安心イノベーションプログラム）」（平成20年5月16日 経済産業省）において、国民が健康で安心して暮らせる社会の実現のため、診断・治療機器・再生医療等の技術開発の推進の中で福祉用具実用化として位置付けられている。

また、「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本～」（平成21年12月30日 閣議決定）及び「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（平成22年6月18日 閣議決定）では、「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」として医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ育成することが示されている。以上から法律及び国の施策と整合している。

一方、現状、福祉用具開発分野に特化した国の支援制度が本制度のみとなっていることを考えれば、次に述べるとおり、本制度は事業者にとっても必要性が高く、今後も継続していく必要がある。

（2）目的

福祉用具は、高齢者や障がい者がユーザーであり、使用用途や身体の障がい度合いが人によって異なるなどの理由により、個別用具ごとのマーケットが小さく多品種少量生産となっている。このため、事業者にとっては総コストに占める開発コストの比率が高くなり、企業活動に伴うリスクの中で開発時のリスクが大きなウェイトを占めている。また、介護者の負担の軽減を実現する福祉用具の開発が強く求められているが、福祉用具メーカーの多くは中小企業であり、経営基盤が脆弱な中で技術開発への投資が大きな負担となっている。したがって、福祉用具の実用化を促進するためには、企業活動に伴うリスクの中で大きなウェイトを占める開発時のリスクを軽減することができる補助金での支援が必要である。

以上のことから、福祉用具の開発を行う企業等に対し助成金を交付することにより、福祉用具の実用化開発を推進し、高齢者、心身障がい者及び介護者の生活の質QOL（※）を向上することを目的とすることは妥当と考える。

※ QOL： Quality of Life の略語。一般に人の生活の質、すなわちある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることが出来ているかを計るための尺度である。

(3) 目標

目標は、以下に示すとおり具体的かつ明確な客観的指標を設定していることから、妥当な設定と言える。

(「福祉用具実用化開発推進事業」制度基本計画における目標)

高齢者、障がい者の生活支援、社会参加支援に資する福祉用具の実用化開発の促進により、高齢者等の生活における負担の軽減を図り、安全で安心できる生活が実現されることを目標とする。より具体的な目標として、助成事業終了後3年経過した時点で50%以上が製品化されていること。

以上のことから、当該制度の位置付け・必要性は妥当であると考ええる。

2. マネジメント（制度の枠組み、テーマの採択審査、制度の運営・管理）

（1）制度の枠組み

1) テーマの助成条件について

本制度は福祉用具法に基づき、平成5年から実施しているテーマ公募型の実用化助成事業であり、ユーザーニーズに対応したより実用化に近い段階の研究開発の支援を行っている。助成条件は、「開発期間は最大3年以内、助成率は2/3以内、助成額は1件あたり3千万円以内」であり、福祉用具を開発する企業の大半が中小企業である点や、開発内容の規模から適切であると判断できる。

2) 重点採択分野の設定について

平成16年度制度評価結果を踏まえ、平成18年度より福祉用具のニーズやシーズの傾向を勘案し、社会的要請度が高くかつ緊急度が高いテーマを下記のとおり重点採択分野として明示し、申請者に対し福祉用具開発の方向性を提示する仕組みを実施している。平成21年度及び平成22年度の公募においても同様とした。（ただし、下記3つの分野以外の応募を妨げるものではない。）

（重点採択分野）

- i) 「少し不自由な高齢者」を対象とした福祉用具の研究開発
- ii) 高齢者及び障がい者のQOL向上を目指した福祉用具の研究開発
- iii) 高齢者及び障がい者の社会参加を支える福祉用具の開発

平成19年度に、本制度の更なる高度化に資するため、助成先企業（平成5年度～平成19年度の採択企業142社）並びに有識者を対象としたアンケート・ヒアリング調査（以下、「平成19年度調査」という。）を行った。その結果、本重点採択分野の妥当性については、当該制度利用企業111社（有効回答分）へのアンケート調査結果から「重点採択分野を設定することによって、当機構が技術開発の方向性を明示するべきであるが、重点採択分野以外の分野の採択も排除してはならない」という意見が多数を占め、重点採択分野の設定自体は概ね妥当との評価を頂いたと考える。一方で、各機器分野（移動・移乗、パーソナル、コミュニケーション、等々）において、「現状、既にどこまでの技術開発が行われており、今後は何を優先して技術開発するべきかを当機構が示すことによって、技術開発の目標設定に明確な指標になる」との意見もあり、より具体的な技術開発の方向性の提示が今後の課題として挙げられた。当該調査結果をもとに、平成21年度から、より具体的な分野を以下のとおり4分野設定し公募要領に反映した。その結果、平成21年度及び平成22年度に応募された案件では、下記具体的な分野の設定の各項目に沿った、より深化したニーズを反映したものが多くなった。

（具体的な分野設定）

- 要介護者の社会参加及び労働力化を促す福祉用具の研究開発
- 老老介護等、介護者を支援する福祉用具の研究開発
- 開発効果（介護サービスの生産性向上等）が明示された研究開発
- 介護事業者との共同開発、海外事業者、レンタル業者、医療機関等との共同開発

3) 助成事業者からの要望及びその対応策について

平成19年度調査と同様に平成20年度～平成22年度に採択された全25社の事業者に対してアンケート調査（以下、「平成23年度調査」という）を行い、平成19年度調査との比較等について以下に示す。

ア) 実用化をより確実なものとするために望まれる当機構の支援について

19年度調査の状況を受け、当機構では以下に示す対応を行った結果、助成期間中の支援に対する要望から、助成期間終了後（販売段階）及び法規制対応への要望に変化していることがわかる。このことは、当該期間に実施したマネジメント内容が妥当であったことに加えて、中小企業では製品化（実用化）に成功しても販売において苦勞していることや、PL法への対応等に十分に対応できていないことが反映されている。一方で、アンケートで揚げた支援内容のほとんどについて、20%以上の事業者が必要としており、当機構に対する期待はますます高まっていると考えられる。

当機構による助成先企業に対する支援内容		要望の順位・割合			
		平成19年度調査		平成23年度調査	
		順位	%	順位	%
① ユーザーニーズ情報の提供	開発	1	43.2%	6	28.0%
② 中間ユーザーニーズ情報の提供	開発	2	31.5%	17	4.0%
③ 試用評価協力可能ユーザー紹介	開発	3	27.9%	7	24.0%
④ 広告・宣伝の機会の提供	販売	3	27.9%	2	40.0%
⑤ 中間ユーザーへの情報提供	販売	5	26.1%	10	20.0%
⑥ 開発の専門家による指導助言	開発	6	25.2%	10	20.0%
⑦ 適切な販路の紹介	販売	7	23.4%	7	24.0%
⑧ 市場への参入可能性調査	開発	8	22.5%	4	36.0%
⑨ 技術的実用化可能性調査	開発	9	20.7%	12	1.0%
⑩ 安全性基準情報の提供	法制	10	19.8%	1	48.0%
⑪ 試用評価・改良アドバイス	販売	10	19.8%	7	24.0%
⑫ ユーザーへの情報発信の場の提供	販売	15	10.8%	2	40.0%
⑬ 社会保障制度情報の提供	法規制	16	9.9%	4	36.0%
調査対象期間（採択期間）		平成5～19年度		平成20～22年度	
調査対象事業者数 有効回答/全事業者数		111/166		25/25	

（19の選択肢から最大5つまでを選択可とし、要望の割合を集計。）

○アンケート調査を受けて実施している項目

表中の①、②、④、⑤、⑧、⑨、⑫については、当機構で実施している「福祉機器情報収集・分析・提供事業（平成5年～）」において補完できる内容であるため、本制度との連携を更に進めつつ、引き続き、取組みを進めている。具体的には、ニーズに関する調査（①、②、⑤、⑧、⑨）及び展示会への出展（①、②、④、⑤、⑫）である。

ニーズに関する調査については、その報告書を当機構のホームページに公開している。これにより総合的な調査分析の機能を持たない開発事業者が、開発を推進する上で有用な情報源となっており、開発製品の的確な仕様づくりにも大いに役立っている。さらに、市場参入への可能性調査（⑧）の要望も大きくなっていることから、平成22年度の調査事業として「我が国の福祉機器企業の中国市場への展開方策に関する情報収集」を実施した。この調査は、事業者から挙げられていた助言要望事項等に応えたものであり、福祉関連セミナーで現地事情として提供した。

展示会への出展については、中小企業が多い福祉用具事業者にとって、当機構の支援により出展の機会を得ることはビジネスチャンスを拡大するものとなるとともにユーザーのニーズを把握できることとなり意義がある。なお、ユーザーにとっても、最新の福祉機器を知ることができ、試すことができるよい機会となっている。

次に、表中の⑩、⑬については、法規制に関する要望である。上述の「福祉機器情報収集・分析・提供事業」で補完すべき案件であるが、これまでは、積極的に実施していないのが現状である。中小企業が法規制に詳しくない実用を踏まえ、福祉用具に関するJIS策定や障害者自立支援法等の改正に関する情報等、福祉用具開発事業者が開発の仕様決め等に活用すべき情報について、関係機関と連携して、的確に提供できる方策を検討していく。

また、表中の③、⑥、⑦、⑪については、研究開発マネジメントに関することであり、当機

構の取り組みについては、「2. マネジメント (3) 制度の運営・管理 1) 運営・管理方法」で述べる。

4) 技術経営指導等による事業化への助言（助成期間終了後）

技術経営指導等による事業化への助言は、助成期間中のみならず助成期間終了後においても必要とされており、助成事業を終了している事業者に対しても当機構で実施している技術経営力の強化に関する助言業務を実施した。また、本助成事業終了事業者すべてに対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構の専門家継続派遣事業への橋渡しを行っている。

イ) 本制度の開発に対する寄与

開発を検討する事業者において、本制度を利用できなかった場合は、80%以上の事業者は他の制度に申請を試みる(②、③)が、公的資金が得られない場合は50%以上の事業者が開発を断念する(①、②)と回答している。また、自己資金で開発(③、④)した場合の開発への影響(⑤～⑧)でも、90%以上の事業者が開発のスケジュールが1年以上遅れる(⑤、⑥、⑦)と回答している。

開発のスケジュール・進捗の観点から開発に対する寄与が大きく、継続の要望が大きいので、今後も継続していく。

本制度利用でなかった場合の対応	平成23年度調査
① 開発を断念	12.0%
② 他の制度に申請、通らなかった場合は断念	40.0%
③ 他の制度に申請、通ればその資金で、通らなければ自己資金で開発	40.0%
④ 他の制度には申請せず、自己資金で開発	8.0%

開発のスケジュール・速度への影響 (③、④を選択し、自己資金で開発した場合)	平成23年度調査
⑤ 3年以上遅れていた	25.0%
⑥ 2年程度遅れていた	50.0%
⑦ 1年程度遅れていた	16.7%
⑧ 半年以上の遅れ～ほとんど遅れなし	8.3%

ウ) 本制度の利便性

本制度の利便性についての上位5位までの結果は以下のとおりである。

利用しやすい点として、本制度が事業者における信用度の向上やPRに大いに貢献しているとの評価を受けているので、今後も本評価が継続できるよう適切に対応していく。

一方、利用しにくい点として、表中①及び⑤については、応募書類作成等について事前説明会の実施及び書類作成上のアドバイスなどを行い、経費計上についても交付決定後の説明会の実施などで事務手続きの軽減を図っている。また、②、③、④、⑥については、国の予算や本制度上の基本的枠組みに関連しているが、事業者からの要望を汲み取って、引き続き改善を検討していく。

	その理由	平成23年度調査
利用しやすい点	① NEDOから助成を受けていると信用が上がる	84.0%
	② NEDOが展示会などでPRに協力してくれる	72.0%
	③ 採択の選定プロセスが適切	52.0%
	④ 助成金額が十分である	44.0%
	⑤ NEDOが開発の方法や内容に対して独自性を重んじてくれる	44.0%
利用しにくい点	① 事務手続きが煩雑	44.0%
	② 採択の倍率が高い	40.0%
	③ 助成金額が少ない	16.0%
	④ 助成率が低い	12.0%
	⑤ 応募しにくい	4.0%
	⑥ 助成条件が厳しい	4.0%

(2) テーマの採択審査

1) 公募期間及び公募説明会について

平成22年度の公募においては、公募開始平成22年1月5日、公募〆切2月26日及び交付決定4月28日であった。また公募説明会については、平成1月12日～1月20日という短期間で実施することで、提案者にとって交付申請書等の準備期間をより長く取れることや、開催日程に起因する地域間の有利不利を減ずることも考慮した。さらに公募〆切後、例年より短期間の62日間で交付決定することで、より長い開発期間が得られた。平成22年度の公募説明会は全国10箇所で開催を行い、この他公募の情報提供については、当機構ホームページでの公示、当機構各支部における広報・宣伝活動、業界紙及び専門誌への広告掲載でより広い周知を図った。また、各説明会では個別相談会も実施し、応募者へ応募に先立ち応募書類作成等への助言を行った。

2) 公募期間以外の時期における相談への対応

公募期間以外の時期においても福祉用具の技術開発等に関する問合せについては、個別に対応し、また福祉用具の専門的知見を必要とする案件の場合は、審査委員等専門家及び有識者を紹介するなどの対応を実施している。

3) 採択審査について

採択審査は外部有識者による事前書面審査及びヒアリング審査の2段階にて行い、また、審査基準（公募時）や審査委員・審査結果（採択時）を公表している。したがって採択審査は厳正かつ公平であり、透明性も確保されているため、概ね妥当であると考えられる。さらに、平成22年度の公募においては、申請書を審査する委員の分類を、福祉機器の機能別とする従来の方法に加えて、シーズ面、ニーズ面、経営面の専門性も考慮し、また、より現場での有効性の観点も反映できる審査とした。

(3) 制度の運営・管理

1) 運営・管理方法

運営・管理はPDS（Plan-Do-See）サイクルによる研究開発マネジメントの考え方を取り入れて、適切に行っている。

具体的には上位施策を踏まえた適切な制度基本計画の作成、迅速・公正な事業の選定（Plan）、円滑な個別事業の運営・推進（Do）、中間評価・事後評価・制度評価等（See）を行い、その評価結果等を以降の制度設計や助成事業のマネジメントの改善に反映させている。個別事業の運営（Do）の中に、さらにPDSサイクルを取り入れるとともに、個々の個別事業の特性を踏まえた現場主義によるプロジェクト管理を行っている。

個別事業のマネジメントの詳細は以下のとおりである。

- ① 助成先企業との打ち合わせ・連絡・調整を行い、個別事業の進捗状況・課題を適切に把握している。具体的には、四半期に1回の割合で研究開発シートの提出を課すとともに、上下半期に1回の割合での開発打合せにより進捗管理を行っている。
- ② 課題となっている事項を整理・把握し、助成先企業と連携して課題解決を行い、必要に応じて専門家や専門の機関等を紹介することで、実証試験や評価に関する協力、技術的助言等を実施している。
- ③ 助成先企業に対して予算執行状況を調査・確認し、的確な予算配賦、執行に努めている。
- ④ 個別事業に関して、部のマネジメントの一環で行う中間・事後評価を実施し、進捗状況の確認や技術動向及び情勢変化を鑑み、内容が適切であるかを検証している。
- ⑤ 個別事業に関する中間・事後評価に係る成果のとりまとめと評価結果を助成先企業へフィードバックし、その後の個別事業の実施に適切に反映することとしている。また、必要に応じて個別事業の加速・縮小等見直しを迅速に行っている。

→(参考)過去3年間の実施テーマの中間評価反映結果(平成20年度～平成22年度)

→(参考) 終了テーマの評価結果 (平成20年度～平成22年度終了事業)

- ⑥ 成果普及の一環として、国際福祉機器展、地方での福祉機器展、海外での福祉機器展に当機構として出展し、助成事業の成果を発信している。また福祉工学カフェの開催、学会・セミナー、マスメディア等の活用により積極的に情報発信・交換や実用化・事業化に努めている。

2) 技術経営指導での助言

当機構で実施している「技術経営力の強化に関する助言業務」を活用し、個別事業に係る技術開発を一層着実に実用化するための方策として、技術経営指導等による実用化への助言を助成期間中に行っている。平成20年度～平成22年度においては、助成事業者の事業化に向けた経営課題（知財活用、販路開拓、資金調達、価格設定等）に関する助言を以下のとおり行った。

助言の関連分野	助言要望の項目	実施年度
国内マーケット	販路開拓	平成20年度
	市場規模等調査	平成20年度
	販売マーケット情報・構築戦略等	平成21年度
	福祉業界新規参入に係る販売・営業・商習慣等	平成22年度
	市場調査と市場・販売戦略	平成22年度
知的財産	知財活用	平成20年度
	ライセンスビジネスに関する企画	平成21年度
	知的財産に関する戦略	平成21年度
	知財保護	平成22年度
海外事業	中国での製造機能の構築	平成21年度
	米国への事業進出の基礎知識	平成22年度
	中国での販売商品のトラブル対応	平成22年度
	中国への輸出販売の検討	平成22年度
	米国への輸出販売に関する制度・リスク対応	平成22年度

助言の提供は、平成19年度調査で揚げられていた販路、市場への参入に関するものに対しても実施した。一方、近年は、知的財産や海外での事業展開・販売・制度・リスクに関するものが増えてきている。

本助言業務では、各分野の専門家から直接アドバイスや具体的な対応方法及び専門機関紹介等の広範な情報等を提供することで、助言要望事業者からは以降の事業化推進に活用し役立った旨の評価を得ている。今後さらに、実用化を向上させる方策として、事業者が事業化後に遭遇する諸問題にどこまで、どのように応えていくかという点については継続検討していく必要がある。

以上のことから、マネジメントについては、概ね適切であると考ええる。

(参考) 過去3年間の実施テーマの中間評価反映結果 (平成20年度～平成22年度)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
概ね現行どおり実施	3	4	5
計画内容の指導、再検討	1	4	1
中止または抜本的な見直し	0	0	0
総数	4	8	6

(参考) 終了テーマの評価結果 (平成20年度～平成22年度終了事業)

	平成22年度	平成21年度	平成20年度
A (優)	3	0	3
B (良)	1	7	2
C (可)	1	0	2
D (不可)	0	0	0
総数	5	7	7

3. 成果

(1) 実用化率及び成果の普及

本制度において、平成5年から平成22年度までに採択された件数は185件、平成22年度までに終了した事業者数は176件、そのうち、実用化されたものは90件であった。実用化率については約51%となっており、基本計画の目標(50%)を達成している。また、実用化した製品の売上高は887百万円(平成17年度～平成21年度における企業化報告書より)に上っており、この経済効果を通じて国民への成果の還元が図られていると考えられる。

一方、実用化率のみならず、本制度では福祉用具法にある「福祉用具の研究開発及び普及の促進」により成果を上げることが求められていることから、成果普及の向上についてもさらなる対応が必要である。成果普及の一環として、国際福祉機器展、地方での福祉機器展、海外での福祉機器展等に当機構として出展し、当機構助成事業の成果を発信している。また、福祉工学カフェの開催、学会・セミナー、マスメディア等の活用により積極的かつ適切に情報発信・交換や実用化・事業化の促進に努めている。

さらに、有識者からの「研究開発」と「普及」を一体として捉えることが重要であるとの指摘を受け、開発事業者と臨床現場をつなぐような仕組み(ネットワーク、コンソーシアム、意見交換会、臨床評価委員会等)や、安全性評価及び臨床的評価を示すこと等で成果普及につながる方策などを検討する必要がある。これとともに、これまでに本制度により開発・事業化された福祉用具の現状確認および分析等を通じて、実用化率及び成果普及の向上における課題を明確にし、また利用者ニーズをより深く把握するため専門家(医療、工学、福祉、産業界)により最優先すべき開発の方針・方向性等をまとめ、併せて産業育成につながるような戦略的な方策も検討していきたい。

(2) インパクト評価

本制度のアウトカムという観点からは、本制度の国民生活・社会経済へのインパクトとして評価することができる。本制度により実用化された製品の多くはADL(※)改善及びQOL改善に効果を上げているか、もしくは、改善効果がない場合でも介護者や介助者の負担軽減などにつながっていることが評価されている。具体的なアウトカムの例として近年の終了事業の中から以下の事例が挙げられる。また下記事例はいずれも国際福祉機器展(平成21年～23年出展)において当機構の助成開発事業として出展され、特に多くの来場者の注目を集めた開発テーマである。

※ ADL: Activities of Daily Living の略語。食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動を指す。それぞれについて自立/一部介助/全介助のいずれかであるか評価することで障がい者や高齢者の生活自立度を表現する。

○車いすの高速自動洗浄消毒乾燥ユニット(アタム技研株式会社)

高齢化の進展と感染予防のニーズに呼応して、車いすの衛生面向上のため、従来の手洗いに変わり、自動的に車いすを丸ごと洗浄・消毒・乾燥を行う装置。この装置は助成事業終了後、間もなく事業化に成功し、さらに様々なユーザーニーズに対応するため、安価で設置性を緩和した廉価版の開発にも成功している。本製品は平成22年度において収益納付をした事業で、収益納付の観点からも国民への還元が図られた。

○介護労働軽労化のための筋力補助スーツの開発(株式会社スマートサポート)

被介護者を抱き上げての移乗作業や体位変換、入浴やトイレの介助など中腰姿勢での作業が多い介護現場では後背部の疲労や腰痛が深刻な問題となっている。そのような介護労働に適した筋力補助スーツを開発し、現在一層の使いやすさ、デザイン及び軽労化効果の確認等において改善に取り組んでいる。さらに、本製品は介護現場だけでなく同様の問題を抱えている他の作業分野での活用という波及効果も期待されている。

○車椅子乗車用電動三輪車の開発(株式会社ワイディーエス)

車いすに乗ったまま、簡単なレバー操作で乗り降りでき、スクーターと同じような感覚で運

転できる電動三輪車。ナンバー取得で公道走行可能、電車・バス等の公共交通機関と福祉車両との間を埋める新しい移動手段として開発されたもの。この製品は助成開発期間 1 年を終了の後、直ちに実用化を果たし、また新規性が非常に高い事業であり、大きなインパクトを与えたものとして評価できる。

以上のことから、当該制度は着実に成果を挙げてきており評価できると考える。

4. 総合評価

(1) 総括

平成5年の福祉用具法の制定に基づいて開始された本制度は、法律及び経済産業省の施策と合致した制度づくりを行い、個別事業のマネジメントをきめ細かく行うことによって、開始から18年目までの間で実用化率約51%（基本計画上の目標は50%以上の製品化）を達成していることから、本制度の実施は概ね妥当であると考えられる。なお、福祉用具法に基づく国の研究開発の責務を果たしているのは本制度のみとなった現在、本制度の継続が重要性を増している。

(2) 今後の展開

1) 開発に必要な情報の提供

「福祉機器情報収集・分析・提供事業（平成5年～）」と本制度の連携を効果的に深めるとともに、福祉用具に対するニーズ、市場環境等の変化を踏まえ、開発事業者へ実際に有用かつ本当に必要な情報を的確に提供できるような方策を検討していく。

これには、近年支援の要望が大きい法制度・法規制に関するものや国内マーケット、海外事業に関するもの等これまでは積極的に実施していない分野の情報提供についても、関係機関と連携して方策を検討していく。

2) 公募について

例年同様に公募期間を2ヶ月間とし、利用者に負担のない制度運用を図っていく予定である。応募書類作成については事前説明会の実施及び書類作成上のアドバイスなどを継続行っていくことで、応募書類の内容、分量についての必要性及び重要性に対して応募者の理解を促すようにしていく。採択の倍率については、予算総額との関係の適切な判断の下、適正倍率となるよう努める。

3) 実用化率及び成果普及の向上について

本制度の更なる実用化率及び成果普及の向上のために、「研究開発」と「普及」を一体として捉えることが重要との有識者からの指摘や、助成先企業からの助成期間終了後及び法規制対応での支援への要望（平成23年度調査の結果）を踏まえ、次に掲げる事項の実行可能性や費用対効果を検討し、実施可能なものは早期の実現を図っていく。

○成果普及及び開発製品の販路開拓拡大につながると考えられる安全性評価及び臨床的評価について、開発事業者と臨床現場の知をつなぐような仕組み（ネットワーク、コンソーシアム、意見交換会、臨床評価委員会など）を検討する。

○これまでに本制度により開発・事業化された福祉用具の現状確認および分析等を通じて、実用化率及び成果普及の向上における課題を明確にし、また利用者ニーズをより深く把握するため専門家（医療、工学、福祉、産業界）の協力を得て、最優先すべき開発の方針・方向性等をまとめ、併せて産業育成につながるような戦略的な方策も検討していく。

○事業者へのアンケート等を必要に応じて実施し、継続的に要望等を把握し、制度の改善に努める。

以上